

公募型プロポーザル実施に係る通知書

令和 3年 6月 3日

松浦鉄道株式会社
代表取締役 今里 晴樹

公募型プロポーザルを行いますので、下記のとおり通知します。

記

1 業務名 松浦鉄道施設整備計画に関する調査検証業務

2 業務期間 契約締結日～令和4年3月22日（火）

3 業務概要

松浦鉄道は、安全な輸送及び円滑な事業運営を行うため、施設整備計画を策定し、国や沿線自治体の支援を受けながら、計画的な事業の推進を図っていますが、現行計画の終了を令和5年度末に控えています。

令和6年度以降の計画の遂行にあたっては国及び自治体からの支援が必要不可欠な状況であることから、会社自身の自助努力による経営改善、施設整備計画の内容の安全性確保状況、実施規模等の検証を行うものです。

4 再委託の可否 可

再委託は、提案書提出前に申請し、松浦鉄道が許可した範囲に限ります。再委託を希望される場合は、令和3年6月18日（金）正午までに文書にて申請し、許可を受けてください。また、プレゼンテーション時に再委託部分についての説明を行ってください。

5 仕様書のダウンロード

参加を希望される方は、パスワードを交付しますので、別紙1「パスワード発行申込書」に必要事項を記入し、巻末に示すメールアドレスにお送りください。申込書に記載されたご担当者及びメールアドレスに解凍用パスワードを通知いたします。

パスワードを受領されましたら、松浦鉄道ホームページ内「松浦鉄道施設整備計画に関する調査検証業務に係る公募型プロポーザルの実施について」から仕様書のファイルをダウンロードし、パスワードを入力のうえ仕様書をお受け取りください。

※ 「松浦鉄道施設整備計画に関する調査検証業務に係る公募型プロポーザルの実施について」掲示場所：松浦鉄道ホームページ内の「松浦鉄道からのお知らせ」⇒「松浦鉄道施設整備計画に関する調査検証業務に係る公募型プロポーザルの実施について」

6 仕様書及び本通知への質問

i 仕様書及び本通知への質問については、令和3年6月4日（金）8時30分から令和3年6月9日（水）正午までに別紙2「質問書」にて行ってください。期日以後の質問は受け付けません。

ii 回答方法は電子メールのみとし、電話での回答は行いません。

- iii 質問回答は、令和3年6月11日（金）17時までに参加申請書を提出された方全員に電子メールにより回答します。ただし、上記日時以降に参加申請書を提出された方については、提出日の翌日17時までに回答します。

7 契約上限価格

本プロポーザルにおける契約額の上限は下記のとおりとします。提案額が下記の額を超過した場合は失格とします。

8,300,000円（ただし、消費税及び地方消費税額を含む。）

8 参加要件

本プロポーザルの参加要件は、下記の参加要件①を満たし、参加要件②及び参加要件③のすべてを満たすこととします。なお、本プロポーザルは、佐世保市の関係規則に準じて行います。また、審議委員会は、当社のほかに外部へ委嘱した委員により構成されます。

(1) 参加要件①

平成28年度以降に鉄道会社又は地方公共団体、独立行政法人、国（公社及び公団を含む。）若しくはこれらの団体で組織する任意団体（協議会、連絡会等）が発注する陸上交通に関する分析、研究等を有した、本契約上限価格と同規模以上の委託業務の履行完了実績を有していること。

(2) 参加要件②

- i 入札参加資格申請の提出期限の期日以前6か月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出していない者であること。
- ii 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、経営事項審査等を受け佐世保市へ入札参加資格審査申請書を再度提出し受理された者は、更生手続きの開始又は再生手続きの開始がなされていない者とみなす。
- iii 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であっても契約締結のために必要な同意を得ている者は、入札に参加することができるものとする。
- iv 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当しない者であること。

(3) 参加要件③

次の項目の区分ごとの要件すべてを満たす者であること。

i 設立後の経過期間

法人	登記後1年以上経過している者
個人 事業主	営業を開始して1年以上経過している者

ii 納税状況

区分	佐世保市内に本社、本店又は支店等の出先を有する方※	左記以外の方
法人	市税の全税目及び国民健康保険税に滞納がなく、かつ、消費税及び地方消費税に未納がない者	法人税と消費税及び地方消費税に未納がない者
個人事業主		申告所得税と消費税及び地方消費税に未納がない者

※ 佐世保市に納税がない方は、「左記以外の方」の区分となります。

9 欠格要件

参加要件①、参加要件②及び参加要件③に該当する方であっても、次の欠格要件①又は欠格要件②のいずれかに該当する方は、本プロポーザルに参加できません。

(1) 欠格要件①

- i 佐世保市業務委託契約に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置
- ii 佐世保市が発注する工事等の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領に基づく指名停止措置
- iii 佐世保市物品の購入、修理及び売却並びに印刷物の製造に係る指名停止の措置要領に基づく指名停止措置
- iv 佐世保市が行う各種契約等からの暴力団排除要綱に基づく各種契約等からの排除措置に基づく指名除外措置
- v 佐世保市建設工事暴力団対策要綱に基づく指名除外措置
- vi 佐世保市物品調達暴力団排除要綱に基づく指名除外措置
- vii 下請代金等の未払い業者等に対する入札参加規制に関する事務処理要領（平成25年4月1日施行）に基づく入札参加規制

(2) 欠格要件②

- i 審議委員会の委員が、提案者の役員や顧問等、経営又は運営に関与している。
- ii 審議委員会の委員が、提案者となる学術機関や研究室等に所属している。
- iii 審議委員会の委員が、提案者と資本的関係又は人的関係（佐世保市事務委託の契約事務に関する基幹要綱第4条第9項に規定する資本的関係又は人的関係をいう。）を有している。
- iv 審議委員会の委員が、提案者と利害関係がある。（佐世保市において利害関係があると判断した場合を含む。）

10 参加資格の取り消し等

受託候補者となった後に欠格要件に該当することが判明した場合は、受託候補者の資格を取り消すものとします。

11 提出書類

(1) 参加申請書

仕様書を確認し、本プロポーザルに参加を希望される方は、下記の期限までに別紙3「参加申請書」を郵送又は電子メールで提出してください。

提出期限は令和3年6月14日（月）正午までとします。

なお、電子メールで提出した際には必ず電話連絡をお願いします。

また、電子メールでの提出にあたっては、参加申請書の原本を提出期限の2日後までに送達されるよう郵送してください。

※ 参加申請書の提出がない場合は、提案書の提出及びプレゼンテーションへの参加はできません。

(2) 参加要件を満たすことを証明する書類

佐世保市に業者登録がない方は、参加要件を満たすことを証明する書類として、下記の書類を参加申請書と共に提出してください。（ii及びiiiについては、佐世保市に業者登録がある方は提出の必要はありません。）

i 参加要件①で示す委託業務に係る業務内容及び履行完了実績を証明する書類

契約書及び業務完了届の写し等

ただし、契約書については、業務内容の記載があり、業務完了届については、発注者の受付印が押印してあるものとします。

ii 設立後の経過期間を証明する証明書

法人	法務局発行の登記日が記載された登記事項証明書
個人事業主	申請日が属する年度の前年度の確定申告書類

iii 納税状況

法人	佐世保市発行の 「市税に滞納がない証明書」 及び	税務署発行の 「様式その3の3（法人税及び 消費税及び地方消費税に未納が ない証明書）」
個人事業主	税務署発行の 「様式その3（消費税及び地方 消費税に未納がない証明書）」	税務署発行の 「様式その3の2（申告所得税 及び消費税及び地方消費税に未 納がない証明書）」

(3) 参加資格の通知

参加資格としての審査結果については、参加資格を満たさなかった方に対し、令和3年6月15日（火）17時までに電子メールで通知します。

12 提案書の提出等

参加申請書を提出後、次の要領にて提案書を作成し、期限までに提出してください。なお、提案書及び添付資料の作成に必要な経費は提案者負担とします。また、審査後、提案書の返却は致しません。

- i 提案書の様式、添付資料の綴り方及び提出方法等は別紙4のとおりとします。
- ii 提出期限は令和3年6月24日（木）正午までとします。
- iii 電子メール及び郵送（配送記録があるもの）で提出してください。（新型コロナウイルス感染症対策のため、電子メール及び郵送での提出としています。）
- iv 提案書に、業務に係る見積書及びその内訳書（任意様式。業務の工程ごとにかかる費用等の内訳が記載されたもの。）を添付してください。
- v 提案者多数（概ね6社以上）の場合、提案書（プレゼンテーション評価を除く提案評価点）のみの書類審査を行い、上位5社程度をプレゼンテーション審査対象者として決定します。
- vi プレゼンテーション審査対象者の決定通知は、令和3年6月30日（水）17時までに電子メールにより行います。

13 辞退

提案者となった後に本プロポーザルを辞退する場合は、下記の期限までに別紙5「辞退届」を提出してください。

辞退届提出期限：令和3年6月24日（木）正午まで

14 プレゼンテーション審査実施日

令和3年7月2日（金）を予定

プレゼンテーション審査の時間配分については、プレゼンテーションに20分、質疑応答に20分程度を予定しています。

なお、詳細な日時等については、プレゼンテーション審査対象者の決定に合わせて通知します。

- i プレゼンテーションは、佐世保市が保有するオンラインのテレビ会議システムで行います。テレビ会議システムのソフトは不要ですが、テレビ会議に必要なパソコン、モニター、カメラ、マイク、スピーカー等の機材は提案者側でご準備ください。なお、テレビ会議システムの動作環境は下記のとおりです。

- 対応OS
Windows、Mac OS、Android、iOS
- ブラウザ
Google Chrome、Internet Explorer、
Mozilla Firefox、Safari
- 推奨環境
プロセッサ：
第6世代 Intel Core i5-6500TE プロセッサ以上
メモリ：4G以上
※あくまで推奨なので、これ以下でも動作は可能です。
- インターネットに接続できるパソコン、タブレット、スマートフォン
※タブレット、スマートフォンについては別途アプリ
「Cisco Webex Meetings」（無料）が必要。

- ii プレゼンテーションは提案者ごとに行います。また、プレゼンテーションに際しては、テレビ会議システムの事前セットアップやテストが必要になります。セットアップに係るメールをお送りしますので、別紙3「参加申請書」に電子メールアドレスを必ず記載してください。テストの日時については、後日、佐世保市担当者からご連絡します。
- iii プレゼンテーションへの参加人数は3人までとします。なお、半数以上は当該業務への従事を予定されている方で構成してください。
- iv 佐世保市がセットアップする、プレゼンテーション会場に設置するテレビ会議の資機材は下記のとおりです。

- PC
HP製 Pro Desk 400 G3 DM/CT
又は
FUJITSU製 LIFEBOOK A579/A
- カメラ/マイク/スピーカー
Logicool製 MEETUP (拡張マイク付)
又は
Logicool製 C930eR
Jabra製 7510-209

15 プロポーザルに係る全体スケジュール

別紙6のとおりとします。

16 審査基準

- i 審査項目及び配点は別紙7のとおりとします。
- ii 適正基準点は1188点とし、適正基準点未満の場合は受託候補者としません。
- iii 別紙7に示す審査項目において、「評価レベル1」以下と評価された審査項目が1つでもあった場合は、原則失格とします。ただし、価格点は除くものとします。
- iv 適正基準点以上であっても、各委員の採点において価格点を除いた委員評価点の配点(180点)に対し6割(108点)未満の採点を行った委員が1人でもいる場合は、受託候補者としません場合があります。

17 採点方法

(1) 通常の採点

別紙8に示す算式及び乗率により算出し、審査委員全員の合計点のうち、最も高位の方(以下「最高得点者」という。)を受託候補者とします。ただし、下記「特例による採点」の基準に合致した場合は、これに示す方法により、受託候補者を決定します。

(2) 特例による採点

最高得点者と順位点の合計(各委員が該当する提案者につけた順位の数合計をいう。)が最も低位の者が一致しない場合(この場合の最高得点者と順位点の合計が最も低位な者を、以下「ねじれの対象者」という。)は、下記の「特例による採点方法」により受託候補者の決定を行います。

(特例による採点方法)

ねじれの対象者について、それぞれの委員点の最高得点及び最低得点を除いた委員の得点を合計し、最高得点となった方を受託候補者とします。

18 同点となった場合の取り扱い

(1) 通常の採点により同点となった場合

- i 順位点の合計（各委員が該当する提案者につけた順位の番数の合計をいう。）が最も少ない方を受託候補者とします。
- ii iによっても同点となる場合は、評価レベル5の数が多いものを受託候補者とします。これによっても同点の場合は評価レベル4の数、これによっても同点の場合は評価レベル3の数により決定します。なお、評価レベル3によっても同点の場合はくじにより決定します。

(2) 特例による採点により同点となった場合

評価レベル5の数が多いものを受託候補者とします。これによっても同点の場合は評価レベル4の数、これによっても同点の場合は評価レベル3の数により決定します。なお、評価レベル3によっても同点の場合はくじにより決定します。

19 次点候補者の繰り上げ

受託候補者が契約を締結しなかった場合は、1回に限り、次点となった方を受託候補者とすることとします。ただし、次点となった方が適正基準点未満であった場合は繰り上げを行わないものとします。

20 提案者が1者の場合の取り扱い

提案者が1者の場合は、プレゼンテーションを中止する場合があります。

21 受託候補者への通知

令和3年7月7日（水）17時までに電子メールにより通知します。なお、受託候補者に選定されなかった方へは通知をいたしませんのでご了承ください。

22 最終提案書

受託予定者となられた方は松浦鉄道担当者と協議を行い、協議内容を反映した最終提案書を作成してください。なお、最終提案書の提出期限は、協議時に松浦鉄道担当者から通知します。

23 契約の締結

最終提案書の提出後7日以内（土日祝日及び12月28日から翌年1月3日までを除く。）に契約締結を行います。ただし、契約締結には、下記の契約保証金の納付、又は契約保証金の免除の要件のいずれかを満たす必要があります。

24 契約保証金

i 契約保証金について

契約の締結には契約保証金が必要です。契約保証金は、最終提案書の提出後7日以内（土日祝日及び12月28日から翌年1月3日までを除く。）に、松浦鉄道が発行した納付書により納付してください。また、納付期間中の利息は付さないものとします。

なお、下記の契約保証金の免除の要件に該当する場合は、契約保証金の免除をすることができますので、ご希望の方は松浦鉄道担当者へ申し出てください。

ii 契約保証金の免除について

下記に該当する場合は契約保証金を免除します。契約保証金の免除を希望される方は、最終提案書の提出後7日以内（土日祝日及び12月28日から翌年1月3日までを除く。）に下記の要件のいずれかを満たすことを証明する書類（保険証書又は契約書の写し）を提出してください。

① 実績による免除の場合の要件

下記の要件すべてを満たすことが必要です。

ア 過去2箇年の間に地方公共団体、独立行政法人又は国（公社及び公団を含む。）と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。（いくつかの契約を合計して同額以上となるものは認められません。）

イ 上記履行実績を証明する書類（契約書等の写し）を提出できること。

② 履行保証保険への加入による免除の場合の要件

下記の要件すべてを満たすことが必要です。

ア 保険金の受取人を松浦鉄道株式会社とすること。

イ 保険金が、契約総額（消費税及び地方消費税を含む。）の10%以上であること。

ウ 保険証書の原本を松浦鉄道へ提出すること。

※ 履行保証保険は民間の損害保険ですので、松浦鉄道での斡旋等を行っておりません。加入方法等については損害保険会社へ直接問い合わせてください。

25 その他

i 上記に記載していない事項であっても、松浦鉄道の判断により問題があると判断した場合は参加資格の取り消しや、契約を締結しない場合があります。

ii 松浦鉄道に提出したプロポーザルに係る資料等や採点結果は、佐世保市情報公開条例を準用し照らし合わせ、申請人に不利益となる情報とならないと判断した場合、必要に応じて公開する場合があります。

iii 送付先メールアドレス

参加申請書など各種提出書類は次のメールアドレスに送付してください。

mr.web@matutetu.com

以上

〒857-0862

佐世保市白南風町1番10号

松浦鉄道株式会社

担当者 沼口、鴛渕

TEL 0956-25-3900

FAX 0956-22-8572

E-mail mr.web@matutetu.com